

報告・情報提供（4）  
日光地域の医療連携に関する動向について

地域医療連携推進法人

日光ヘルスケアネットの取組状況について

令和元年6月

## 設立に至る経過

- 平成30(2018)年 1月25日 第1回日光地域の医療連携に係る勉強会  
以後、部会や実務者協議会を開催し、病院機能に関する意向調査、患者の紹介・逆紹介に係る状況調査、医療従事者の配置状況調査等を実施しながら、医療連携に係る課題や地域医療連携推進法人の設立について具体的に検討
- 平成31(2019)年 2月 5日 第6回日光地域の医療連携に係る勉強会  
地域医療連携推進法人設立案のとりまとめ
- 平成31(2019)年 2月19日 一般社団法人日光ヘルスケアネット（仮称）設立時社員総会
- 平成31(2019)年 2月27日 一般社団法人日光ヘルスケアネット設立
- 平成31(2019)年 3月28日 栃木県知事から地域医療連携推進法人の認定  
平成31(2019)年 4月 1日から地域医療連携推進法人に認定

## 参 加 社 員

社 員	医療機関及び介護施設・事業所
医療法人社団双愛会	足尾双愛病院、介護老人保健施設そうあい
社団医療法人明倫会	今市病院、日光野口病院
医療法人秀明会大澤台病院	大澤台病院
医療法人栄仁会	川上病院
学校法人獨協学園	獨協医科大学日光医療センター
公益社団法人地域医療振興協会	日光市民病院、介護老人保健施設にっこう
医療法人英静会	森病院、介護老人保健施設ヴィラフォーレスタ（森の家）
医療法人矢尾板記念会	見龍堂クリニックかわせみ、見龍堂医療福祉総合クリニック、認知症高齢者グループホームかわせみ、介護老人保健施設今市Lケアセンター・メディケアユニット、居宅介護支援事業所かわせみ・メディケアユニット、ヘルパーステーション見龍堂メディケアユニット
医療法人社団志幸会	木村内科医院
（個人開業）	新沢外科
日光市	市立奥日光診療所、市立小来川診療所、市立国民健康保険栗山診療所、市立三依診療所、市立湯西川診療所、市立休日急患こども診療所

## 社 員 の 病 床 数 等

31.4.1 時点

法人名	医療機関名	左の病床数	介護老人保健施設	左の入所定員
社団医療法人双愛会	足尾双愛病院	84床	そうあい	100人
社団医療法人明倫会	今市病院 日光野口病院	129床 120床	—	—
医療法人秀明会	大澤台病院	120床	—	—
社団医療法人英仁会	川上病院	67床	—	—
学校法人獨協学園	日光医療センター	199床	—	—
公益社団法人 地域医療振興協会	日光市民病院	100床	にっこう	50人
医療法人英静会	森病院	114床	ヴィラフォレスト森の家	100人
医療法人矢尾板記念会	見龍堂かわせみ 見龍堂総合クリニック	19床 16床	今市Lケアセンター 見龍堂メディケアユニット	100人 84人
医療法人志幸会	木村内科医院	—	—	—
(個人開業)	新沢外科	19床	—	—
日光市	奥日光診療所 外	—	—	—
合 計		<b>987床</b>		<b>434人</b>

☞ 済生会宇都宮病院(662床)を上回り、自治医大(1,099床)の90%程度の規模に匹敵

## 参加病院の常勤職員数

30.11.20 時点

	足尾双愛	今市	大澤台	川上	日光医療センター	日光市民	日光野口	森	合計
医師	2	8	4	2	36	5	3	6	66
看護職員	29	94	47	29	184	44	49	56	532
看護補助者	25	18	13	7	2	8	31	16	120
理学療法士	4	4		1	14	3	11	1	38
作業療法士	3	3	3	2	3	2	12		28
言語聴覚士	2	1			1		4		8
薬剤師	2	4	1	1	9	1	2	2	22
診療放射線技師	1	5		2	12	3	1	2	26
臨床検査技師	2	6	1		8	4	1	3	25
臨床工学技士		4		2	8	2	4	4	24
管理栄養士	2	3	2	1	2	2	1	1	14
事務職員	13	34	11	8	22	12	16	11	127
合計	85	184	82	55	301	86	135	102	1,030

## 設立趣意書

- 世界に類を見ない早さで少子高齢化が日本全国で進み、「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年には、医療・介護の需要が大幅に増加することが見込まれている。
- また、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしが続けていけるよう、そうした住民ニーズにも対応した医療提供体制の構築が課題とされ、様々な取組が進められている。
- こうした中、日光市内においても人口減少、少子高齢化は県全体を上回る早さで進み、広大な面積において、過疎や豪雪地帯の指定、公共交通空白地帯の存在など一部特殊な居住環境においても、広く地域の住民が必要とする医療の提供を継続的かつ安定的に行えるよう、地域が一体となって医療提供体制の維持、確保を進める必要がある。
- 一方、市内医療機関においても人口減少、少子高齢化を背景とする医療需要の変化に対応することが求められているが、個別の医療機関だけでは対応しきれない「大きな波」が押し寄せている。
- こうした状況を踏まえ、市内医療機関を中心として、平成30年1月から「新しい日光地域の医療提供体制構築」に向けた話し合いを進めてきた。
- 急速な人口減少、少子高齢化においても、引き続き患者の状態に応じて必要かつ十分な医療が効率的に受けられるよう、市内8病院を中心として、連携の下に、これまでにはなかった各病院等による恒常的な協議の場の設定や病院等間での患者紹介、逆紹介などの取組を進めることを目的に、ここに「地域医療連携推進法人日光ヘルスケアネット」を設立し、将来にわたって安定的な医療提供体制の構築を目指すこととした。

# 医療連携推進方針の概要（その1）

## 1 理念

- ① 急速に進む人口減少、少子高齢化の中においても、日光市内において継続的かつ安定的な医療提供が行われるよう地域医療機関が一体となって医療提供体制の維持・確保を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療に加え、介護・福祉の充実にも努めていく。
- ② 地域医療構想の達成及び市内における地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めていく。

## 2 運営方針

- ① 参加医療機関が相互に医療機能の分担を図り、各種業務の連携を進めることにより、良質な医療を効率的かつ安定的に提供できる医療提供体制の構築を図る。
- ② 日光市内の各地区において、住み慣れた地域で切れ目なく適切な医療・介護・福祉サービスが受けられるよう、急性期から回復期及び慢性期医療の提供に加え、在宅医療の充実に努めるとともに、介護施設等との連携強化を図る。
- ③ 県西地域医療構想の達成に向けて、回復期病床の充実に努めるなど病床種別の転換等を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、病病連携、病診連携、診診連携及び介護との連携の強化を図る。

## 医療連携推進方針の概要（その2）

### 3 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

#### ① 医療機能の分担及び業務の連携のための取組

- ・ 患者の状態に応じて必要かつ十分な医療が効率的に受けられるよう病院等間での患者紹介、逆紹介の推進
- ・ 地域医療連携クリティカルパスの導入・拡充
- ・ 病院横断的な入退院調整機能の構築
- ・ 将来的な重症度、医療・看護必要度等による転院基準の設定
- ・ 医療機能の分担及び業務の連携に関する市民及び医療従事者向け普及啓発

#### ② 医療従事者の確保・育成のための仕組みづくり

- ・ 参加法人間での職員派遣や在籍型出向の導入に係る検討
- ・ 各種研修会の共同開催
- ・ 連携法人での採用窓口の整備や採用活動の一部共同実施に係る検討

#### ③ 医療機器等の共同利用等が行える仕組みづくり

- ・ 参加法人間で高額医療機器を共同利用できる仕組みの構築
- ・ 患者の診療データが共有化できる仕組みづくりの検討

## 医療連携推進方針の概要（その3）

### ④ 医療材料、医薬品等の共同交渉、共同購入による経営効率化の取組

- ・参加法人のスケールメリットを活かした医療材料、医薬品等の共同交渉、共同購入に係る研究

### ⑤ 在宅医療の充実のための取組

- ・在宅医療支援病院、在宅医療支援診療所、訪問看護ステーション等と連携した情報の共有化
- ・既存資源の活用による在宅医療の充実

### ⑥ 病床の活用、診療所等との連携に向けた取組

- ・参加病院において病床の廃止がある場合の法人内での有効活用（病床融通）に係る検討
- ・病院に未整備の診療科目であっても、入院患者が入院先病院で受診できるような医療連携体制の整備

## 4 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- ・医療から介護への移行が円滑に行われるよう病院と介護施設・事業所との連携の推進
- ・介護施設・事業所を運営する参加法人の連携による在宅復帰に向けた施策の検討

## 4 つの重点施策

	施策	取組内容
1	地域医療連携クリティカルパスの導入・拡充	患者の状態に応じた適切な医療を切れ目なく提供していくためには、診療内容や治療経過、最終目標など患者情報の共有化が必要であり、そのためのツールとして、地域医療連携クリティカルパスを導入・拡充する。
2	病院横断的な入退院調整機能の整備	患者の状態に応じた適切な医療を切れ目なく提供していくためには、円滑な入退院調整が必要であることから、患者情報の共有・集約を図りながら、病院横断的な入退院調整機能を整備する。
3	普及啓発の実施	病院の機能に応じた医療の提供は、医療従事者にとって医療提供の効率化につながる取組であるとともに、医療を受ける側の市民にとっても望ましい取組であることから、医療従事者や市民の理解促進のための普及啓発を実施する。
4	地域の病院、診療所を支援できる医療機能（地域医療支援病院）の整備	医療機能の分化・連携を推進するためには、患者の紹介・逆紹介の積極的な実施、医療機器等の共同利用、地域の医療従事者に対する研修の実施など、地域の病院、診療所を支援できる医療機能を確保する必要があり、そのような役割を果たす地域医療支援病院を整備する。

# 法人の組織

## 【社員総会】

全社員による最高意思決定機関

- 役員を選任、事業報告の承認、定款の変更等について決定
- 議決権は、社員の病床数等に応じて1~3票(計21票)

## 【理事会】

法人の業務執行に係る意思決定機関

- 全社員が理事に就任し、恒常的な話し合いの場を確保
- 事業計画書、収支予算書など法人の業務執行、代表理事の選定等について決定
- 代表理事：日光市副市長

## 【事務局】

代表理事及び各理事を補佐し、法人業務の実施に係る社員間の調整、各種会議の運営等を実施

## 【地域医療連携推進評議会】

法人の業務実施状況等について評価し、意見を申出

- 必要に応じて、社員総会等に出席。
- 次のメンバーにより組織
  - ・診療に関する学識経験者の団体の代表 3名
  - ・医療・介護を受ける立場にある住民代表 3名
  - ・学識経験を有するものその他の関係者 2名

業務評価

監査

## 【監事等】

法人の事業報告(決算)について監査を実施

- 法人の監事による監査
- 公認会計士による監査

## 地域医療連携推進評議会の構成員

No.	区分	構成員の所属	備 考
1	診療に関する学識 経験者の団体の代 表	上都賀郡市医師会・北部医師団（今市地区）	
2		同（日光地区）	
3		同（藤原地区）	
4	医療・介護を受け る立場にある住民 代表	日光市女性団体連絡協議会	
5		日光市社会福祉協議会	
6		日光市観光協会	
7	学識経験を有する その他の関係者	上都賀郡市医師会	県西医療圏
8		栃木県保健福祉部	県全体

## 設立後の取組

- 平成31(2019)年 4月 1日 地域医療連携推進法人日光ヘルスケアネットとしての事業開始  
事務局を日光市今市保健福祉センター内に設置。  
職員は、日光市からの派遣職員2名。
  
- 平成31(2019)年 4月16日 第1回理事会  
(報告事項) 日光市との職員派遣協定の締結。  
(審議事項) 定款の変更、法人運営に必要な規則の制定、基金の募集など。
  
- 平成31(2019)年 5月21日 実務者協議会(仮称)  
実務者協議会の設置、第2回理事会・定時社員総会の付議議案について協議。
  
- 平成31(2019)年 6月 4日 第2回理事会・定時社員総会  
【理事会】(報告事項) 平成30(2018)年度事業報告。  
(審議事項) 法人運営に必要な規則の制定、補正予算、WGの設置など。  
  
【社員総会】(報告事項) 平成30(2018)年度事業報告、日光市との職員派遣協定の締結。  
(審議事項) 定款の変更、法人運営に必要な規則の制定、補正予算。

## 2019 年度 事業計画

No	項目	内容
1	法人運営の立ち上げ	日光ヘルスケアネット設立後の運営が早期に軌道に乗れるよう規程の策定や組織体制の整備を進める。
2	病院横断的入退院調整機能の整備	2020年度の実施に向けて、現状分析や基本構想の策定、制度設計を進め、本年度中の試行を目指す。
3	地域医療連携クリティカルパスの導入・拡充	2021年度中の実施に向けて、導入する疾病の範囲や内容の検討、記載ルールの検討を進め、2020年度中の試行を目指す。
4	普及啓発の実施	医療機能の分担、連携に関する市民向け及び医療従事者向け普及啓発を実施する。
5	研修会の共同実施	参加医療機関がすでに実施している研修会等を活用し、連携法人参加医療機関にも参加できるよう検討を行う。
6	医療機器等の共同利用等	本年度中の実施を目指し、法人内での検討、調整を進めていく。
7	介護施設への患者紹介	病院横断的入退院調整機能の整備と合わせて、介護施設への患者紹介にかかわる方法等についての検討を進める。

## 2019 年度 予 算

項 目	金額（円）	説 明 等
<b>収入の部</b>	<b>4,578,780</b>	
年会費	1,540,000	@140,000円×11社員
補助金	1,970,000	医療機能分化連携県民理解促進事業（県：補助率2/3：220,000円） 法人設置時補助金（市：定額補助：1,750,000円）
医療連携推進事業参加法人負担金	110,000	@10,000円×11社員（啓発事業法人負担分）
基金受入金（約定時返還）	550,000	@50,000円×11社員
繰越金	408,780	2018年度繰越金
<b>支出の部</b>	<b>4,578,780</b>	
事業費	1,250,000	市民向け普及啓発（医療機能分化・連携）830,000円 入退院調整機能整備事業（会議費、先進地調査旅費等）300,000円 クリティカルパス導入・拡充事業（会議費等）30,000円 地域医療連携推進評議会費（報酬）90,000円
管理費	2,280,000	事務局運営費（委託料、通信運搬費、消耗品費等）1,859,000円 臨時職員費（週3勤務想定×3月）280,000円 租税公課（法人県民税等）149,000円
基金積立金	550,000	次年度以降実施事業充当（繰越金を優先充当）
予備費	490,780	

# 実務者協議会及びワーキンググループ会議の位置付け

## 理事会

指示

報告

## 実務者協議会

### ■協議事項

- ・ 理事会、社員総会の審議に付すべき事項
- ・ 今後の法人の運営あり方に関する事項
- ・ その他代表理事が必要と認める事項

### ■組織

- ・ メンバーは、理事又は理事が推薦する職員（理事、事務長クラス）
- ・ 議題によって、メンバーの外、関係する職員及び専門的な知識を有する関係者も出席

指示

報告

## ワーキンググループ会議

### ■協議事項

- ・ 実務者協議会において協議・調整すべき事項のうち、特に実務担当者レベルでの調整が必要な事項

### ■組織

- ・ メンバーは、理事が推薦する職員（実務担当者クラス）
- ・ 専門的な知見からWGへの指示等を行う主査として、担当理事を配置
- ・ 議題によって、メンバーの外、関係する職員及び専門的な知識を有する関係者も出席

## 設置した4つのワーキンググループ会議

	名 称	検 討 事 項
1	入退院調整機能検討ワーキンググループ会議	患者の病期に応じて必要な医療を切れ目なく適切に提供できるよう、当面、在宅（外来）から急性期病床、回復期病床、慢性期病床へと続く参加病院・診療所間の入退院調整のあり方について検討する。
2	クリティカルパス導入検討ワーキンググループ会議	患者の病期に応じて質の高い医療を効率的に提供できるよう、クリティカルパスを導入する疾病の範囲やパスの内容、記載ルール等について検討する。
3	介護施設への患者紹介検討ワーキンググループ会議	入退院調整機能の検討と並行して、病院（入院）から介護施設への移行（患者紹介）のあり方について検討する。
4	医療機器共同利用検討ワーキンググループ会議	高額医療機器への重複投資を抑制し、それらの有効活用を図るため、各社員が保有する高額医療機器の共同利用のあり方について検討する。

## 定 款 （ 抄 ）

### 【法人の目的・社員の義務】

（目的）

第3条 本法人は、日光市において質の高い効率的な医療提供体制を確保するために、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすよう努めながら、医療連携推進方針に基づき、参加病院等の相互間の医療・介護に関する医療連携推進業務を行うことを目的とする。

（医療連携推進業務）

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療従事者の資質向上に関する共同研修
- (2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入
- (3) 医療連携推進方針に沿った連携を推進するためのその他の事業

第6条 本法人は、医療連携推進方針に沿った連携を推進するため、前条に掲げる事業のほか、介護事業その他地域包括ケアの推進に関する事業を行う。

（参加法人の義務）

第12条 第8条の(1)又は(2)の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ本法人に意見を求めなければならない。

- (1) 予算の決定又は変更
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入れ
- (3) 重要な資産の処分
- (4) 事業計画の決定又は変更
- (5) 定款又は寄附行為の変更
- (6) 合併又は分割
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散

## 【社員総会】

### （権限）

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### （招集）

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### （議決権）

第21条 社員総会における議決権は、学校法人獨協学園、社団医療法人明倫会に各3個、医療法人社団双愛会、医療法人秀明会、医療法人栄仁会、公益社団法人地域医療振興協会、医療法人英静会、医療法人矢尾板記念会に各2個、その他の社員に各1個を配分する。

### （決議）

第22条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

## 【役員】

### （役員の設定）

第24条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内      (2) 監事 1名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

### （役員を選任）

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の子族等の数は、役員の数全体の3分の1を超えてはならない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

### （役員職務及び権限）

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

## 【理事会】

### （権限）

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定                      (2) 理事の職務の執行の監督                      (3) 代表理事の選定及び解職

### （招集）

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### （決議）

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

## 【地域医療連携推進評議会】

### （構成）

第37条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。

2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。

3 地域医療連携推進評議会の定員は、8人以内とする。

4 地域医療連携推進評議会の構成員は、社員総会において、第2項に掲げる者の中から選任する。

5 地域医療連携推進評議会の構成員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する地域医療連携推進評議会の終結の時までとし、再任を妨げない。

### （権限）

第38条 地域医療連携推進評議会は、本法人が第12条の意見を述べるに当たり、本法人に対し、必要な意見を述べることができる。

2 地域医療連携推進評議会は、参加法人が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができる。

3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。

### （開催）

第39条 地域医療連携推進評議会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

### （招集）

第40条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。

## 【資産及び会計】

（事業計画及び収支予算）

第45条 法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第46条 本法人は、毎会計年度終了後2箇月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。

3 本法人は、事業報告書等について、監事の監査を受けなければならない。

4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。

5 本法人は、前2項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

第47条 本法人の理事は、前条第5項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

2 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、前条第5項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。

3 第1項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。

4 本法人の理事は、第1項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

第48条 本法人は、前条第3項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第49条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、社員及び債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(1) 事業報告書等、監事の監査報告書及び定款 (2) 公認会計士等の監査報告書

2 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から5年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。

第50条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を栃木県知事に届け出なければならない。

#### 【公告の方法】

（公告の方法）

第60条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を行うことができない場合は、栃木県において発行する下野新聞に掲載する方法による。